

# G7長崎保健大臣会合

## G7長崎保健大臣会合

### ◆日程：

2023年5月13日(土)・14日(日)

### ◆開催地：長崎県長崎市

### ◆会場：出島メッセ長崎



### ◆参加国：日本・フランス・米国・英国・ドイツ・イタリア・カナダ・EU

### ◆招待国：インド・インドネシア・ベトナム

### ◆議長：加藤厚生労働大臣

## テーマ：「より健康な未来に向けた協働」

### 背景

- コロナパンデミックにより国際社会全体に未曾有の影響が及び、現在の国際保健に係る連携や構造・機能（グローバルヘルス・アーキテクチャー：GHA）の脆弱性が明らかとなった。
- 公衆衛生危機への予防・備え・対応（PPR）を強化するためには、より良いガバナンスやファイナンスと、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC（※））達成につながる持続可能な保健システムの必要性が浮き彫りとなった。
- 「より健康な未来に向けた協働」を目指し、保健システムの整備や様々なヘルスイノベーションの活用をはじめ、将来の健康危機への予防・備え・対応と、有事にも平時にも資するUHCの達成のために、G7が連携して取り組むことが重要。

### 議題：

1. 公衆衛生危機対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化
2. 保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成への貢献
3. 様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進

(※) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage (UHC)) : 全ての人が適切な予防、治療、リハビリなどの保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態

## 総括

- 今次会合では、新型コロナウイルス感染症からのより良い回復を目指して、将来の健康危機に対する予防・備え・対応のための国際的な協力の強化、世界全体のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成へのさらなる貢献、またそれらを下支えするためのヘルス・イノベーションの促進について、G7として共に取り組むための方向性及び方策について議論した。
- 特に、3本の柱を貫くメッセージとして、「**より健康な未来に向けた協働（Working together for a healthier future）**」を掲げ、ポスト・コロナ時代の国際保健協調について議論した。

## 主たる具体的な成果

### ① 2030年までにUHCを達成するための行動指針となる「**G7 UHCグローバルプラン**」を策定。

- 世界全体のUHC達成に向けて、G7各国がさらに取り組むべき行動についてまとめた「G7 UHCグローバルプラン」を保健大臣宣言の附属文書として合意し、本年9月に開催される国連総会ハイレベル会合（UHC、パンデミックの予防・備え・対応（PPR）、結核の3会合）への礎とすることを宣言した。

### ② **感染症危機対応医薬品等（MCM）の公平なアクセスを確保するための仕組みづくり**の必要性について合意。

- 将来の公衆衛生危機のPPR強化のために、MCMの研究開発に加え、製造から流通に至る「アクセス&デリバリー」までを含めたバリューチェーン全体の改善に焦点を当て、特に途上国におけるMCMのアクセス確保を促進していくための仕組みを構築することの重要性を宣言した。

### ③ **薬剤耐性（AMR）対策としてプル型インセンティブ**の重要性について認識を一致。G7として初めてとなる**保健・農業・環境の3省合同のワンヘルスに関するハイレベル専門家会合**を年後半に開催することを打ち出し。

- 上市後の新規抗菌薬に対して一定額の収入を支援すること等により研究開発を促進する仕組みである「プル型インセンティブ」について、さらに取組を進めることを強調した。

### ④ **感染拡大防止に関する国際的ルールの必要性**について、G7各国としての認識を一致しその方向性を共有。

- 将来の健康危機をより良く予防し、備え、対応するために求められる、迅速な情報やデータの共有、ヒト・動物・環境といったセクターを超えて伝播しうる感染症に対する分野横断的な連携（ワンヘルス・アプローチ）の促進等の感染拡大防止に関する国際的ルールの必要性について、G7各国としての認識を一致し、その方向性を共有した。

# G7長崎保健大臣宣言の附属文書（UHC、財保連携）のポイント

厚生労働省大臣官房国際課

## 「G7 UHCグローバルプラン」

- **G7長崎保健大臣宣言の附属文書**として、**世界全体のUHC達成に向けてG7各国がさらに取り組むべき行動**についてまとめたもの。
- UHC2030（※1）が本年3月にとりまとめた「UHC Action Agenda」（※2）を基本として、当該文書で掲げられた**8つの行動領域**（下記）と同じ柱立てで構成。**2023年9月のUHC、パンデミックPPR、結核に関する国連総会ハイレベル会合における成果の礎とする**ことを目指す。

（※1）2016年の日本におけるG7で設立された、WHOと世界銀行の共同ホストによるパートナーシップ。日本を含めすべてのG7が加盟。UHCに係る政治的モメンタムの強化、UHCや保健システム強化に関する共通認識の形成、UHCの取組のモニタリング等に取り組んでいる。

（※2）2030年までに各国のリーダーがUHC達成に向けて実施すべき行動指針をまとめたもの。

① <b>UHCのための政治的リーダーシップへの支持</b> ：UHCを国の政策の優先事項に位置づけ、ハイレベルによる政治的モメンタムを維持することの必要性を強調する。	⑤ <b>より多く、より良い投資</b> ：保健はコストではなく投資であると認識し、低中所得国における国内資金の動員を促し、費用対効果や効率性の改善といったエビデンスに基づくイノベーションを支援する。
② <b>誰ひとり取り残さない</b> ：低中所得国が国内・国間の健康の不平等と不公平に取り組めるよう、エビデンスに基づく政策決定を支援する。	⑥ <b>UHCに向けて、共に歩む</b> ：市民社会を含むすべての関係者が意思決定に関与できる包括的なメカニズムの制度化を支援する。
③ <b>実現可能な法規制の適用</b> ：低中所得国において、公平で強靱な保健システムを構築できるよう、国内法の枠組みの整備や、ヘルス・イノベーション促進を支援する。	⑦ <b>健康における男女平等を保証する</b> ：ジェンダーの不平等が健康に与える影響を認識し、ジェンダーに対応した保健政策を支援するとともに、医療・介護人材におけるジェンダーの公平性にも留意する。
④ <b>質の高い医療サービスを提供するための医療・介護人材の強化</b> ：各国が国内の医療・介護人材の需要を満たせるよう、各国の医療制度における労働力の輩出や雇用の創出に関する政策を支援する。	⑧ <b>UHCと健康安全保障との連携</b> ：必須の保健医療サービスが、健康危機時に脆弱な人々にも確保されるよう支援するとともに、サーベイランスや緊急対応のための人材育成などに係る活動を支援する。

## 「財保連携及びPPR資金調達の強化に関するG7共通理解」

- G7財務大臣・保健大臣合同会合における成果文書。コロナパンデミックの経験を踏まえ、以下の2点の必要性についてG7で合意。
  - ✓ さらなる国際保健にかかる枠組みの強化のために、**G20財保合同タスクフォースの機能強化**を求めること
  - ✓ 将来のパンデミックの予防・備え・対応を強化するために「**サージ・ファイナンス（可及的な資金手当て）**」として新たな枠組みを模索する必要性を認識し、そのための分析を**WHO及び世界銀行**に実施するよう求めること